

# 北海道における青年等の就農促進に関する方針

(最終改正 平成24年4月2日)

## 1 青年等の就農促進の背景と目的

本道の地域社会を支える重要な産業である農業は、食料を安定的に供給する基本的な役割に加え、近年、環境保全や美しい景観の創造などその果たす役割は広がりを見せており、農業の持続的発展が求められている。

道では、本道農業の担い手の確保・育成を効果的かつ円滑に推進するため、平成4年12月に北海道農業の担い手確保・育成対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し、関係機関及び団体と連携しながら総合的な対策を展開してきた。

近年、農家戸数及び農業労働力の減少、農村の高齢化並びに後継者のいない農家の増加が急速に進行しており、今後、国際化の一層の進展などにより、これらの状況が更に深刻化することが懸念されている。

一方、最近における就農の実態については、他産業からの離職就農者及び農家出身者以外の新規就農者の増加並びに農業法人及び農家（以下「農業法人等」という。）への就農希望者の増加といった就農ルートの多様化等の変化が見られているところである。

このため、国においては、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「法」という。）に基づき、多様な就農ルートに対応しながら、農業内外からの青年等について、農業法人等への就業を含めた就農促進を図り、農業の健全な発展と農村の活性化に努めることとしている。

農業・農村を巡る社会・経済環境が大きく変化する中で、21世紀においても北海道農業が一層発展していくため、道では、北海道農業・農村振興条例（平成9年北海道条例第10号）において、担い手対策を基本的な施策として位置づけながら、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、これらの取組を担う人材として、幅広い年齢層からの就農者を確保することが必要となるので、基本方針を踏まえ、北海道における青年等の就農促進に関する方針（以下「就農促進方針」という。）を定め、近年における就農形態の多様化に対応した大胆かつきめ細やかな施策を実施することによって農業法人等への就業を含めた青年等の就農促進を図るものとする。

## 2 青年等の就農促進に関する基本的な方向

### (1) 青年等の就農者の確保・育成の考え方

青年等の就農者の確保・育成に当たっては、農業が所得水準、労働及び生活環境の面などで若者を引き付ける魅力ある職業として確立することを基本に、農業・農村の魅力や多面的な役割について広く理解を深めること、農業内外からの意欲的な就農希望者の受入体制を整備すること、生涯教育の観点に立った計画的な研修教育を通じ創造力豊かな人材を育成することなどについて、農業

者をはじめ、関係機関及び団体が一体となって取り組んでいくことが極めて重要である。

なお、幅広い年齢層から就農者を確保するため、道では、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成7年農林水産省令第3号。）第1条の規定により知事が定める年齢を40歳、同令第1条の2の規定により知事が定める年齢を65歳と定め、法第2条第1項に規定する青年等（以下「青年等」という。）とし、就農促進対策の対象とする。

## （2）将来の農業・農村を担うべき人材の能力

担い手に求められる能力としては、経営計画から販売に至る経営全般を的確に管理する経営管理能力、農作物の栽培管理、家畜の飼養管理等を着実にを行う生産技術力、豊かな生活を築く生活管理能力、さらには、地域社会の構成員としての役割を果たす能力などがある。

担い手はその役割を発揮していく上で、これらの能力を総合的に兼ね備えることが望ましいが、農業の多様化や生産性向上、経営改善への対応を効率的に行うため、個々の担い手の特性を生かしながら、他の担い手と分業したり、農作業の受託組織等を活用していくことも必要である。

## 3 就農支援資金の貸付けその他の青年等の就農促進を図るための措置に関する事項

### （1）就農計画認定制度の考え方

将来に向けて効率的かつ安定的な農業経営を営み、北海道農業・農村の担い手としてふさわしい人材を確保・育成するため、この就農促進方針に即し、法第4条第4項に規定する認定就農者（以下「認定就農者」という。）、又は認定農業者（以下「認定農業者」という。）に対して、法第5条第1項の規定により都道府県青年農業者等育成センターとして指定した公益財団法人北海道農業公社（以下「公社」という。）及び法第17条第1項に規定する融資機関（以下「融資機関」という。）が就農支援資金を貸し付けるなど重点的に支援措置を講じる。

就農計画は、新たに就農しようとする青年等にあっては、就農前の技術習得のための研修段階から、研修後実際に就農し、経営の基礎を形成するまでの段階を一体的に作成するものとし、新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させようとする農業法人等にあっては、当該青年等の就業前の技術習得のための研修段階から研修後実際に就業し、農業法人等の中核を担うまでの段階を一体的に作成するものとする。

また、計画の作成に当たっては、公社、道立農業大学校及び農業改良普及センターが指導及び助言を行うほか、地域においては市町村、農業委員会、農業協同組合又は4の（1）の地域担い手育成センターのいずれかが窓口となり、農業改良普及センターの支援を受けながら積極的に指導及び助言を行う。

### （2）就農支援資金の貸付け

就農支援資金は、認定就農者又は認定農業者がその営む農業に就業させようとする青年等が生産技術や経営管理技術等を習得するために国、道及び民間の農業研修教育施設、指導農業士等の先進的農家等における実践的研修教育を受ける際の就農研修資金、認定就農者が就農し、又は認定農業者が青年等をその営む農業に就業させるのに必要な事前の活動を円滑に推進するための就農準備資金、及び認定就農者が農業経営を開始する際に必要な施設・機械や資材等を購入するための就農施設等資金があり、これらの資金の活用等による支援を積極的に推進する。

なお、就農施設等資金については、農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）に基づき北海道農業信用基金協会が行う債務保証の対象となるので、その積極的な活用を図る。

また、研修教育施設等における研修教育の効果的な実施が重要であるため、就農支援資金のうち就農研修資金は、原則として、次に定める施設、先進的農家等において研修教育を受けるときに貸し付けることとし、認定就農者又は認定農業者がその営む農業に就業させようとする青年等の研修に際しては、農業改良普及センターの濃密な技術指導等を行うものとする。

#### ア 研修教育施設等における研修教育

##### （ア）研修教育施設

- a 北海道立農業大学校
- b 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部
- c ホクレン畜産技術実証センター
- d 社団法人日本国民高等学校協会日本農業実践学園
- e 財団法人農民教育協会鯉淵学園農業栄養専門学校
- f 財団法人農村更正協会八ヶ岳中央農業実践大学校
- g 農家研修、校外実習等により実践的な研修教育を行っている高等学校の農業に関する学科（専攻科を含む。）、専修学校又は各種学校の農業関係学科、大学の農学部（短期大学の農業関係学科を含む。）等の教育機関
- h 国の独立行政法人等試験研究機関
- i 府県立農業大学校
- j 都府県立試験研究機関
- k 上記に準ずるものとして、知事が認める研修教育施設

##### （イ）国内の先進的農家等

- a 一定の営農経験等を有し、地域の水準以上の経営実績を上げているなど優れた経営を行いつつ、青年等の育成に指導的役割を果たしていることにより知事が指導農業士として認定した者
- b 認定された就農計画に掲げられた青年等を受け入れようとする認定農業者
- c 優れた経営を行い、青年等の研修受入体制の整っているものとして、知事が認める農家、組織経営体、農業協同組合等

(ウ) 海外の先進的農業国における先進的農家等

社団法人国際農業者交流協会、公益財団法人北海道農業公社、北海道アルバータ酪農科学技術交流協会等が実施する農業海外派遣事業による研修先の農家等

イ 普及指導員等による指導研修

3の(2)のアによる実践的研修教育を受けることができない者が、自宅等において、あらかじめ農業改良普及センターの指導を受けて作成した研修カリキュラムに従い、研修用ほ場として区分された一部の農地等において、普及指導員、農業協同組合の営農指導員、指導農業士等の濃密な指導を受けて研修を行う場合

(3) 北海道認定就農者総合融資制度の考え方

認定就農者が農業経営を開始するのに必要な資金を適切かつ円滑に貸し付けるためには、就農施設等資金のほか農業近代化資金及び経営体育成強化資金の総合的な利用を図ることが重要であることから、当該資金の貸付けを行う機関その他関係機関が相互に連絡調整を行うとともに、事業計画書の審査やこれら資金の借入れから借入後におたる適切な助言・指導が必要であるので、別に定める「北海道認定就農者総合融資制度取扱要領」により、総合的かつ的確な融資を促進する。

(4) その他青年等の就農を促進するための措置

ア 就農時における農業経営等の目標水準

(ア) 自ら農業経営を開始しようとする青年等の就農時における農業経営の目標水準

就農時における農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、生産技術や経営管理能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、就農5年後において農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき策定された市町村農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（以下「基本構想」という。）に定める農業経営の基本的指標をおおむね達成するものとする。

なお、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、基本構想に定める農業経営の基本的指標のおおむね5割の達成を目標とする。

(イ) 農業法人等に就農しようとする青年等の就農時における農業従事の態様の目標水準

就農時における農業従事の態様の目標水準は、農業法人等の営む農業への就業を通じて地域農業を担うとともに、将来自ら効率的かつ安定的な農業経営に発展することが期待されることから、農業法人等の中核を担う人

材として育成していくことを目的として、就農5年後において担当する営農部門での農作業に年間150日以上従事するものとする。

#### イ 認定就農者等への支援

認定就農者の就農に当たっては、経営開始時の投資や経費を低く抑え、農業経営を早期に安定させることが重要であるため、認定就農者に対しては、北海道認定就農者総合融資制度の対象となる資金及びその他の農業制度資金等の総合的な活用、農地保有合理化事業、農場リース円滑化事業等の支援対策の利用を指導するとともに、認定農業者に対しては、就農計画の達成に向け、指導を行うものとする。

また、就農後も、経験や能力に応じた生涯にわたる研修教育を地域農業改良普及センター、農業大学校等が実施し、就農計画の目標の速やかな達成が図られるよう濃密な指導を実施する。

#### ウ 就農促進と負担軽減のための措置

本道においては、新規就農の一層の促進を図るため、15歳以上46歳未満の認定就農者に対し、就農研修資金（指導研修を除く。）、就農準備資金を貸し付けした場合、その償還金の一部免除等の優遇措置を講ずることとする。

### 4 青年等の就農促進に関する業務を行う団体及び機関の相互の連携に関する事項

#### (1) 支援体制の整備の方針

青年等の就農促進に係る効率的な支援体制の整備を図るため、公社が中核となりながら、関係機関、団体等が有機的に連携するとともに、地域においては、市町村、農業委員会、農業協同組合又は地域における担い手対策を推進するために設立されたこれらの機関・団体等から構成される機関・団体（以下、「市町村農業公社等」という。）のいずれかを、地域における担い手の育成・確保を総合的に推進する機関（以下「地域担い手育成センター」という。）として定め、これが関係機関及び団体並びに指導農業士等の研修受入農家や農業法人と連携をとり、相互の協力関係を強化するものとする。

なお、広域的な担い手育成対策推進のために、市町村の区域を越えて複数の市町村、農業委員会、農業協同組合等が設立した機関・団体が、その構成員から選定された場合には、これを市町村農業公社等として取り扱うものとする。

#### (2) 関係機関及び団体の役割分担

道は、本庁及び支庁段階に設置している担い手の確保・育成に向けた諸対策を効果的に推進することを目的とした担い手対策総合推進協議会を活用し、担い手の確保・育成に関する総合的な企画調整を行うとともに、公社が担い手対策の中核的な推進主体として機能するよう関係機関及び団体と連携しながら支援指導する。

農業改良普及センターにおいては、認定就農者及び認定農業者がその営む農

業に就業させようとする青年等（以下「認定就農者等」という。）を指導の重点対象と位置づけ、地域担い手育成センター等と協力しながら、認定就農者等に対し、研修期間及び就農後を通しての生産技術や経営技術の向上などのための指導を行うとともに、研修体制の充実を図るため、受入農家及び認定農業者への助言及び指導に努める。

農業大学校においても、実践的研修教育を通じ、認定就農者等に対し、生産技術や経営技術の習得に努める。

公社は、北海道農業会議との連携強化を図る中で、担い手対策の中核的な推進主体として関係機関及び団体の参画を得るとともに、特に、雇用制度や就職情報等を所管している北海道労働局及び公共職業安定所等と密接に連携し、全道段階及び総合振興局・振興局の所管区域段階における有機的な連携を図る組織体制を整備しながら、就農の動機づけのための啓発活動、就農希望者への研修及び就農に関する相談、農業への就業希望者に対する無料職業紹介、就農支援資金の貸付けその他の就農に向けた支援業務、研修教育体制の整備、新規就農者の資質の向上及び仲間づくりの促進、就農促進のための地域指導など総合的な就農支援対策を講じる。

また、公社は、地域担い手育成センターと連携し、農場リース円滑化事業や農地保有合理化事業を活用し、円滑な就農を進める。

北海道農業会議は、公社と連携した中で、就農希望者の農地取得や斡旋など就農促進に係る農業委員会の活動に対して、助言・支援を行う。

地域担い手育成センターは、地域における担い手の育成に関する総合的な推進機関として、関係機関及び団体並びに公社と連携を取りながら具体的な研修及び就農のための情報の提供、相談及び斡旋を行うとともに、経営開始時において助言を行うほか、補助事業や農業制度資金の活用を指導するなど積極的に支援する。

融資機関においては、地域担い手育成センター等と密接な連携を取りながら、認定就農者が経営を開始し、又は認定農業者が新たに就農しようとする青年等をその営む農業に就業させるに当たって的確に各種制度資金等の借受けができるよう、資金情報の積極的な提供や資金利用に関する適切な助言・指導等に努め、的確かつ円滑な融資を推進する。

### （3）就農関係情報の収集及び提供システムの整備

就農希望者や農業体験希望者に対する研修及び就農のための関係情報の提供及び相談を円滑に行うため、公社を中心として、関係機関及び団体が一体となって情報を収集し、提供できるネットワークシステムを整備し、相互に情報の交換を促進する。

また、地域情報と全国情報の交換を行うため、関係機関及び団体は、全国段階で就農促進に関する業務を行う全国農業会議所、社団法人酪農ヘルパー全国協会等との連携に努める。